

ごみをへらそう

ごみ対策課

TEL 0133-72-3126
FAX 0133-75-2275

ごみを少なくすることは
エネルギーの節約にもつながります。

Eメール gomi@city.ishikari.hokkaido.jp
HP <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>

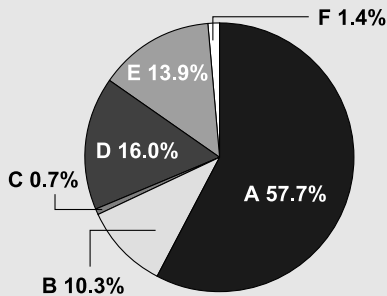
粗大ごみ排出状況 調査結果報告

近年、総ごみ排出量が減少している中で、増加傾向にある「粗大ごみ」の総排出状況や収集方式などについて、市内約2000世帯を対象に、5～7月にかけて行った調査の結果を報告します。

質問
1

石狩市のごみ収集方式についてどう思いますか

回答者数 1,151人



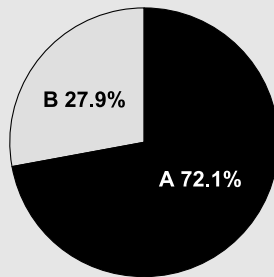
- A 現在のごみステーション方式のままでよい
- B ごみステーションの数を増やしたほうがよい
- C ごみステーションの数を減らしたほうがよい
- D アパート・マンションは、棟別のごみステーションを設けたほうがよい
- E 戸別収集方式がよい
- F その他

「現在のごみステーション方式のままでよい」という意見が約58%、戸別収集方式などの改善を望む意見が約42%となりました。

質問
2

粗大ごみを過去1年間に処分したことがありますか

回答者数 1,151人



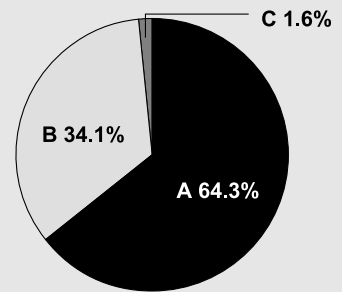
- A 処分したことがある
- B 処分したことがない

「処分したことがない」という回答が約28%あり、粗大ごみの排出状況は、各世帯のごみ減量の取り組みなどによって、大きな差があり、排出者が特定されていることがうかがえます。

質問
3

粗大ごみのごみステーション収集方式についてどう思いますか

回答者数 1,151人



- A 現在のごみステーション方式のままでよい
- B 戸別収集方式がよい
- C その他

「現在のごみステーション収集のままでよい」という意見が約64%で、「戸別収集方式がよい」という意見が約34%ありました。質問1の図における家庭ごみ全体の「戸別収集方式がよい」という意見と比較すると、2倍以上の方々に望まれています。

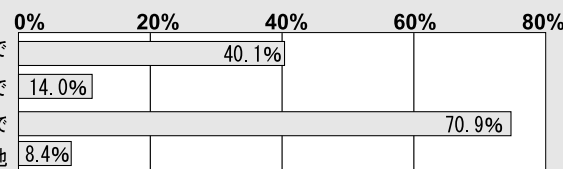
質問
4

「戸別収集方式がよい」と答えた理由は何ですか
(複数回答)

回答者数 392人

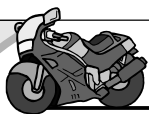
- ごみステーションまで粗大ごみを運ぶのが大変なので
- ほとんど粗大ごみを出すことがないので
- ごみステーションに処理できないごみが出されることがあり、迷惑なので
- その他

「ごみステーションに処理できないごみが出されることがあり迷惑」が約70%、「ごみステーションまで粗大ごみを運ぶのが大変」が約40%を占めています。処理できないごみの便乗排出が大変多い状況や、より高齢化が進む中、粗大ごみを自らごみステーションに出せない世帯などが多くあることがうかがえます。



市では、今回の調査結果を踏まえるとともに、市民の皆さんのご意見を幅広くうかがいながら、今後の粗大ごみ処理・収集方法のあり方について、具体的な検討を行っていく予定です。

調査にご協力いただいた皆さんに、お礼申し上げます。



オートバイのリサイクルが10月1日よりスタート!

オートバイの国内メーカー、輸入事業所による自主リサイクルが10月1日からスタートします。10月以降、指定引取窓口等を通じて引き取られたオートバイは、メーカー等が適正なりサイクルを行います。安心して最後まで楽しめるオートバイライフのため、リサイクルへのご協力をお願いします。

※リサイクルの手続きや流れなど詳細については、改めてお知らせいたします。

〈問合せ先〉
二輪車リサイクルコールセンター
☎03-3598-8075

ISHIKARI-ATSUTA-HAMAMASU
とことん考えよう！
市町村合併
 第8回
 市町村合併に関するご意見・ご要望は
 企画財政部企画調整課
TEL72-3161 FAX75-2275
 Eメール kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

合併新法が描く 市町村合併

合併新法によると、総務大臣が合併に関する基本指針を策定し、都道府県がこの基本指針を受けて、小規模市町村等を対象とした合併の推進に関する構想を策定することになります。そして、知事がこの構想に基づいて、合併協議会設置の勧告や合併協議推進の勧告を行うことができることになっています。

ここでいう小規模市町村は、基本指針に人口の目安を1万人以下と明記する方針がすでに公表されています。

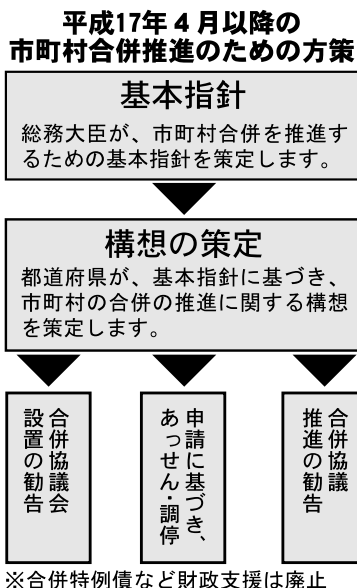
国では、今の合併特例法の期限が切れる平成17年4月以降も引き続き市町村の自主的な合併を推進するため、合併関連3法を今年5月に成立させました。

今回は、「市町村の合併の特例等に関する法律(以下、合併新法)」から、国が考える今後の市町村合併についてお知らせします。

現行法と新法 その違いとは？

現行合併特例法と合併新法との法律の大きな違いは、合併特例債など現行法にあるような財政上の支援措置がなくなるということにあります。

しかし、国が財政支援をやめるのだから合併推進はここで一段落、ということにはなっていません。財政支援抜きの国の合併推進策は、平成17年4月から次の段階に入ることになります。



これから実施する意見交換会・公聴会・アンケートを通じて、このような国の方針などが石狩市にどのような影響を及ぼす可能性があるか、皆さんと一緒に考えていかなければなりません。

一緒に考えましょう!! 意見交換会・公聴会・アンケート

市長と語ろう！ 合併意見交換会

3市村合併の是非を判断していただく材料である、「合併する場合の姿」と「合併しない場合の姿」について説明した後、市長と皆さんが意見交換していただきたいと思います。ご都合の良い日にぜひご参加ください。

9月23日 (木・祝)	花川北コミセン 午後2時～(2時間程度)
9月24日 (金)	八幡コミセン 午後6時～(2時間程度)

3市村合併に関する 公聴会

市では、合併の是非の判断にあたり、広く皆さんからの意見をお伺いするため「公聴会」を開催します。3市村の合併に関して、賛成・反対の立場から意見発表をしていただきます。傍聴希望の方は直接会場にお越しください。

9月26日 (日)	「りんくる」 2階交流活動室 午後2時～ (2時間程度)
--------------	---------------------------------------

合併アンケート調査

市では、3市村合併と住民投票について、広く皆さんのご意見をお聴きした上で検討を進めるため、全戸アンケートを行います。

9月中旬に配付いたしますので、意見交換会や公聴会の状況なども参考にしながら、各家庭でお話し合いの上、ご記入をお願いいたします。

この封筒に
注目を!!
市民の皆様へ
合併のアンケートに
ご協力をお願いします。